

医療に係る安全管理のための指針

医療法人相愛会 相原第二病院（以下「当院」という。）における医療安全管理対策を進めるため、本指針を定める。

第1条_当院における安全管理に関する基本的考え方

- (1) 医療現場では、医療従事者のちょっとした不注意などが、医療上予期しない状況や、望ましくない事態を引き起こし、患者の健康や生命を損なう結果を招くことがある。

我々医療従事者には、患者の安全を確保するための不断の努力が求められている。さらに、日常診療の過程に幾つかのチェックポイントを設けるなど、単独、あるいは重複した過ちが、医療事故という形で患者に実害を及ぼすことのないような仕組みを院内に構築することも重要である。本指針はこのような考え方のもとに、それぞれの医療従事者の個人レベルでの事故防止対策と、医療施設全体の組織的な事故防止対策の二つの対策を推し進めることによって、医療事故の発生を未然に防ぎ、患者が安全な医療を受けられる環境を整えることを目標とする。本院においては病院長のリーダーシップのもと、全職員がそれぞれの立場からこの問題に取り組み、患者の安全を確保しつつ必要な医療を提供していくものとし、全職員の積極的な取り組みを要請する。

- (2) 患者・患者家族との情報共有に努め、診療録の開示請求があった場合は、診療情報の開示に関する規定等に基づき対応する。本指針は、患者をはじめ、当院に出入りするすべての人々に安全対策への理解と協力を得るため、院内掲示などで情報開示を行い、積極的な閲覧の推進に努める。

第2条_委員会その他の当院の組織に関する基本事項

- (1) 患者さまが安心して安全な医療を受ける環境を創るため、また、診療にあたり患者さまの個人情報適切に管理するため、医療安全管理対策委員会（以下「対策委員会」という）を設ける。
- (2) 患者さま等からの苦情、相談に応じられる体制を確保するために、病院内に患者さま相談窓口を常設する。

第3条_医療に係る安全管理のための従業員に対する研修に関する事項

- (1) 職員研修は安全管理のための基本的考え方及び具体的方策について全職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
 - ① 医療安全管理対策のための研修
 - ② 医薬品及び医療機器の安全使用のための研修
- (2) 職員研修は、就職時の初期研修1回のほか、年2回全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- (3) 研修の開催結果及び参加者実績を記録・保存する。

第4条 当院における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する事項

- (1) インシデント・アクシデント報告用紙を各部署におく。
- (2) インシデントを経験した職員は、遅滞なく報告をするようにする。
- (3) 職員がインシデントの報告をしたことをもって、当該職員に対し不利益な処分を行わないこととする。
 - ① 報告内容は、対策委員会で次の観点から毎月検討を行う。
 - ② 報告に基づく事例の原因分析
- (4) インシデント事例をなくすための対策
- (5) 対策委員会は、インシデント事例をなくすための対策について、必要に応じ職員に周知する。

第5条 医療事故発生時の対応に関する基本方針

- (1) 医療事故が発生した際には、医師、看護師等の連携の下に救急処置を行う。
- (2) 医療事故の報告
 - ① 医療事故が発生した場合は、関係者は直ちに定められた順序で届け出る。また、医療安全管理者は、医療事故が発生したことを承知した場合、直ちに関係者に医療事故の報告または資料の提出を求める。
 - ② 報告は、インシデント・アクシデント報告を作成。ただし、緊急を要する場合は、直ちに口頭で報告し、事後速やかにインシデント・アクシデント報告を作成する。
 - ③ 医療安全管理者は、報告を受けた事項について、対策委員会に報告する。
- (3) 患者さま・ご家族への対応
 - ① 患者さまに対しては誠心誠意治療に専念するとともに、患者さま及びご家族に対しては、誠意をもって事故の説明等を行う。
 - ② 患者さま及びご家族に対する事故の説明等は、原則として医療安全管理者が対応する。
- (4) 事実経過の記録
 - ① 医師、看護師等は患者さまの状況、処置の方法、患者さま及びご家族への説明内容等を、診療録、看護記録等に詳細に記載する。
 - ② 記録に当たっては、以下の事項に留意する。
 - ・ 初期対応が終了次第、速やかに記載する。
 - ・ 事故の種類・患者の状況に応じ、できる限り経時的に記載を行う。
 - ・ 想像や憶測に基づく記載を行わず、事実を客観的かつ正確に記載する。
 - ③ 医療安全管理者は、事実経過の記録を確認する。
- (5) 医療事故再発防止のための取り組み
 - ① 対策委員会は、インシデント・アクシデント報告等に基づき、事故の原因分析を行い、再発防止のための手立てについて検討を行う。
 - ② 事故防止対策については、管理室から早急に職員に徹底を図る。

第6条 医療従事者と患者さまとの間の情報の共有に関する基本事項

- (1) 当該指針は、患者さまが閲覧できるようにホームページに掲載する。

第7条 患者さまからの相談への対応に関する基本方針

- (1) 患者さまからの相談については、患者様相談窓口にて担当者が誠実に対応し、担当者は必要に応じて担当医等に内容を報告する。

第8条 その他医療安全の推進のために必要な基本方針

- (1) 本指針は必要に応じて改正するとともに、研修などを通じて全職員に周知する。

附則 本規程は、平成30年10月1日から施行する。

改訂 平成16年4月1日

改訂 平成18年4月1日

改訂 平成20年4月1日

改訂 平成22年4月1日

改訂 平成23年5月1日

改訂 平成24年3月31日

改訂 平成25年4月1日

改訂 平成26年4月1日

改訂 平成27年4月1日

改訂 平成28年9月1日

改訂 平成30年10月1日

改訂 2021年9月1日

改訂 2022年9月1日